

主眼事項及び着眼点（指定訪問介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>指定訪問介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。</p>	<p>法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 4 条</p>
第 2 人員に関する基準		<p>法第 74 条第 1 項</p>
1 訪問介護員等の員数	<p>指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 5 条第 1 項</p>
2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p style="margin-left: 2em;">（ただし、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。）</p> <p>(2) サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置いているか。</p> <p style="margin-left: 2em;">当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所にお</p>	<p>平 11 厚令 37 第 5 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 1 の (2) の</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 1 の (2) の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p>	<p>おける待機時間や移動時間を除く。)が概ね 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上となっているか。</p> <p>当該事業所の訪問介護員等の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上となっているか。</p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備・備品等が備えられているか。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 6 条</p> <p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 7 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 2 の(2)</p> <p>平 11 厚令 37 第 7 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 2 の(3)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 サービス提供 困難時の対応</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか</p>	<p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 8 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の(1)</p> <p>平 11 厚令 37 第 9 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の(2)</p> <p>平 11 厚令 37 第 10 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 受給資格等の 確認	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 11 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 11 条第 2 項 (法 73 条 2 項)</p>
5 要介護認定等の 申請に係る援助	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 12 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 12 条第 2 項</p>
6 心身の状況等の 把握	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 13 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 14 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 14 条第 2 項</p>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 15 条</p>
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 16 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平 11 厚令 37 第 17 条
11 身分を証する書類の携行	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか。	平 11 厚令 37 第 18 条 平 11 老企 25 第 3 の 3 の(8)
12 サービスの提供の記録	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	平 11 厚令 37 第 19 条
13 利用料等の受領	(1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	平 11 厚令 37 第 20 条第 1 項

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 20 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 20 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 20 条第 4 項</p> <p>法第 41 条第 8 項</p> <p>施行規則第 65 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	平 11 厚令 37 第 21 条
15 指定訪問介護の基本取扱方針	(1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 11 厚令 37 第 22 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 22 条第 2 項 (法 73 条 1 項)
16 指定訪問介護の具体的取扱方針	(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	平 11 厚令 37 第 23 条第 1 号 平 11 厚令 37 第 23 条第 2 号 平 11 厚令 37 第 23 条第 3 号 平 11 厚令 37 第 23 条第 4 号

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 訪問介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明しているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 24 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 24 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 24 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の (13)の</p> <p>平 11 厚令 37 第 24 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 24 条第 5 項</p>
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならないか。</p>	<p>平 11 省令 37 第 25 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
19 利用者に関する 市町村への通知	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平 11 厚令 37 第 26 条
20 緊急時等の対応	<p>訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平 11 厚令 37 第 27 条
21 管理者及びサービス提供責任者の 責務	<p>(1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 2 章 訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、上記(2)に記した省令第 24 条の「訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、指定訪問介護事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っているか。</p>	平 11 厚令 37 第 28 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 28 条第 2 項 平 11 厚令 37 第 28 条第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
22 運営規程	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	平 11 厚令 37 第 29 条
23 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 30 条第 1 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の (18)の</p> <p>平 11 厚令 37 第 30 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 30 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 衛生管理等	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 31 条第 1 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の (19)</p> <p>平 11 厚令 37 第 31 条第 2 項</p>
25 掲示	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 32 条</p>
26 秘密保持等	<p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 33 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 33 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 33 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 広告	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	平 11 厚令 37 第 34 条
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	平 11 厚令 37 第 35 条
29 苦情処理	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第 23 条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 36 条第 1 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の (22) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 36 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	
30 事故発生時の 対応	(3) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条（連合会の業務）第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 11 厚令 37 第 36 条第 3 項	
	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 11 厚令 37 第 37 条第 1 項	
	(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 11 厚令 37 第 37 条第 2 項	
	(3) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	平 11 老企 25 第 3 の 3 の (23) の	
	31 会計の区分	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	平 11 厚令 37 第 38 条
		(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」に沿って適切に行われているか。	平 12 老計 8

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>32 記録の整備</p> <p>第 5 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。</p> <p>(3) 少なくとも次に掲げる記録を 2 年間備えているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">指定訪問介護に関する記録</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 訪問介護計画書</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ 提供した個々の指定訪問介護に係る記録</p> <p style="padding-left: 40px;">基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録</p> <p>指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 39 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 39 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の (25)</p> <p>法第 75 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>2 所要時間の取扱い</p> <p>3 身体介護中心型の算定</p>	<p>(1)指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2)指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>指定訪問介護の所要時間については、利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定しているか。</p> <p>身体介護が中心である場合については、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p>	<p>法第 41 条第 4 項 法第 53 条第 2 項</p> <p>平 12 厚告 19 の一</p> <p>平 12 老企 39</p> <p>平 12 厚告 19 の二</p> <p>平 12 厚告 19 の三</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 1 の注 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 1 の注 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 家事援助中心型の算定	家事援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。	平 12 厚告 19 の別表の 1 の 注 3
5 複合型の算定	身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合については、指定訪問介護として身体介護と家事援助を同程度行った場合に所定単位数を算定しているか。	平 12 厚告 19 の別表の 1 の 注 4
6 家事援助の比重が高まる場合の取扱い	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間 30 分以上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、584 単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数を算定し、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間 30 分以上の家事援助が中心である指定訪問介護 を行ったときは、403 単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数を算定しているか。	平 12 厚告 19 の別表の 1 の 注 5

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 3級ヘルパーによる訪問介護の取扱い	「身体介護が中心である場合」及び「身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合」については、別に厚生大臣が定める者（平成12年厚生省告示第23号の一）が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	平12厚告19の別表の1の注6
8 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	平成12年厚生省告示第23号の二（別に厚生大臣が定める要件）を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。	平12厚告19の別表の1の注7
9 早朝・夜間・深夜加算	夜間又は早朝に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の1の注8
10 特別地域訪問介護加算	平成12年厚生省告示第24号（別に厚生大臣が定める地域）に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の1の注9
11 サービス種類相互の算定関係	利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間に、訪問介護費を算定していないか。	平12厚告19の別表の1の注10

